

# 平成30年度長崎県教員免許状更新講習実施要項

## 1. 目的

平成30年度長崎県教員免許状更新講習は、長崎県内の大学・短期大学及び長崎県によって設立された「長崎県教員免許状更新講習連絡協議会」により実施されます。本要項は、長崎県内の教員等を主対象とした免許状更新講習の円滑な実施を図ることを目的としています。

## 2. 主催

長崎県教員免許状更新講習連絡協議会（長崎県内の大学・短期大学及び長崎県）

## 3. 開設期間

平成30年5月上旬から平成30年10月下旬までの期間に実施します。

詳細は、長崎大学ホームページの教員免許状更新講習ホームページ

(<http://www.nagasaki-u.ac.jp/menkyo/>)（以下、「更新講習ホームページ」という。）を参照してください。

## 4. 会場

長崎県教員免許状更新講習の実施会場は次のとおりです。

- ・ 県南：長崎大学，長崎県立大学（シーボルト校），長崎総合科学大学，活水女子大学，長崎純心大学，長崎外国語大学，長崎女子短期大学
- ・ 県央：長崎ウエスレヤン大学，長崎県立諫早商業高等学校，長崎県立諫早農業高等学校，長崎県立諫早東高等学校，長崎県立大村工業高等学校，長崎県立大村城南高等学校，長崎県立西陵高等学校，諫早文化会館，国立諫早青少年自然の家，長崎県教育センター
- ・ 県北：長崎県立大学（佐世保校），長崎国際大学，長崎短期大学
- ・ 五島：長崎県立五島高等学校，長崎県立五島海陽高等学校，五島市立福江中学校，五島市立勤労福祉センター
- ・ 上五島：長崎県立上五島高等学校，新魚目離島開発総合センター，新上五島町石油備蓄記念会館
- ・ 壱岐：長崎県立壱岐高等学校，長崎県立壱岐商業高等学校，石田農村環境改善センター，壱岐の島ホール
- ・ 対馬：長崎県立対馬高等学校，長崎県立豊玉高等学校，美津島文化会館

なお、講習がどの会場で開催されるかについては、長崎大学ホームページの更新講習ホームページを参照してください。（会場は追加又は変更する場合があります。情報は更新講習ホームページにて随時お知らせします。）

## 5. 受講予定人数

各講習の受講予定人数は、長崎大学ホームページの更新講習ホームページを参照してください。

## 6. 受講対象者

教員免許状更新講習の受講対象者は、教育職員免許法をはじめとする関係法令に規定されています。その内容は、更新講習の免除対象者を除き、概ね次の(1)(2)又は(1)(3)の条件を満たす者となっています。

本年度の受講対象者に該当するかどうかについては、各自の責任において、文部科学省のホームページ等で確認してください。

(1) 普通免許状又は特別免許状を有する者で、以下に該当する者です。

- ① 現職教員（校長，副校長，教頭を含む。ただし，指導改善研修中の者を除く）
- ② 実習助手，寄宿舎指導員，学校栄養職員，養護職員
- ③ 教育長，指導主事，社会教育主事，その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ④ ③に準ずる者として免許管理者が定める者
- ⑤ 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- ⑥ 上記に掲げる者のほか，文部科学大臣が別に定める者

※ 旧免許状所持者の受講対象者のうち，①，③，④，⑥は受講義務者です。

また，今後教員になる可能性が高い者として，以下の者も更新講習を受講することができます。

- ⑦ 教員採用内定者
- ⑧ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- ⑨ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑩ 認定こども園で勤務する保育士
- ⑪ 認可保育所で勤務する保育士
- ⑫ 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

(2) 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）の所持者で，以下の①又は②に該当する者

- ① 教諭又は養護教諭の免許状を持っており，生年月日が次の期間となる者  
平成31年3月31日に修了確認期限を迎える者

生年月日	教員免許状更新講習受講期間
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日
昭和48年4月2日～昭和49年4月1日	
昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	

平成32年3月31日に修了確認期限を迎える者

生年月日	免許状更新講習受講期間
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	平成30年2月1日～ 平成32年1月31日
昭和49年4月2日～昭和50年4月1日	
昭和59年4月2日～	

② 栄養教諭の免許状を持っており、次の期間に免許状が授与された者

免許状を授与された日	免許状更新講習受講期間
平成20年4月1日～平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された者	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日

(3) 新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状）所持者で、免許状に記載されている有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前の者

新免許状の有効期間は、その免許状に係る所要資格を得た日から10年後の年度末となります。

有効期間の満了の日	免許状更新講習受講期間
平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日

## 7. 講習の内容及び時間

(1) 必修講習

- ① 全ての受講者が受講する講習
- ② 1講習6時間の講習を1日間で実施

(2) 選択必修講習

- ① 受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ選択して受講する講習
- ② 1講習6時間の講習を1日間で実施

(3) 選択講習

- ① 受講者が任意に選択して受講する講習
- ② 3講習受講（ただし、新免許状を所持する者は、所持する教員免許状の免許種（教諭、養護教諭、栄養教諭）に対応した選択領域の講習をそれぞれ3講座受講する必要があります。）
- ③ 1講習6時間の講習を1日で実施

(4) 長崎県教員免許状更新講習では、同じ内容の講習を数回開催することとしていません。同じ講習名の講習は担当講師・日時・場所が異なっても受講できません。

(5) 平成29年度の更新講習を受講した結果、必要な講習を修了していない受講者は、不足分の講習の受講申込みをしてください。

## 8. 受講料

- (1) 講習の受講料は、1講習6,000円です。
- (2) 既に講習の一部を履修し、不足分の講習を申し込む場合は、1講習6時間(6,000円)として、修了に必要な講習の受講料を納めてください。

### 【受講料振込先】

金融機関名 十八銀行大橋支店  
預金種別 普通  
口座番号 297312  
口座名義者 長崎県教員免許状更新講習連絡協議会

## 9. 受講申込方法

受講申込みは、長崎大学ホームページの更新講習ホームページの「教員免許状更新講習システム」(以下「更新講習システム」という。)

(<https://menkyo.jimu.nagasaki-u.ac.jp/>) を使って受講申込みをすることとなっています。教員免許状更新講習の受講対象者は、これによって受講申込みを行ってください。その概要を次に示します。

- (1) はじめに、受講希望者は、更新講習システムに受講者登録をしなければなりません。(長崎県内の国公立学校又は私立学校に勤務する教員等(常勤・非常勤講師を含む。)のうち教員免許状更新講習受講予定者には、2月中旬頃に受講者IDをお知らせします。

上記以外の長崎県内の教員採用内定者、教員採用内定者に準ずる者及び文部科学大臣が定める者並びに長崎県外の受講希望者は、所定の様式により長崎県教育庁教職員課に受講者ID登録の申込みを行って、受講者IDを取得しなければなりません。

ただし、採用内定者等は、正規の受講申込みをする場合、受講対象者であることの証明を任用又は雇用予定者から受ける必要がありますので、証明を受けることができることを確認してから手続きをしてください。この証明ができない方は、受講申込みができません。

- (2) (1) の手続きを終えた方は、更新講習システムにより講習の受講申込みを行うとともに、同システムにより事前調査に回答しなければなりません。この場合において、事前調査に回答しないときは、受講登録が完了したものとみなされません。
- (3) (2) の手続きを終えた方は、受講料を納付してください。
- (4) (3) の手続きを終えた方は、更新講習システムから正規の受講申込書をダウンロードし、必要事項の記入、写真の添付、本人印及び証明者印(法人印等)を押印の上、受講料を納付したことを証する書類の写し(受講者IDと氏名を並記した振込である場合は不要)を添えて、4月17日(火)までに長崎県教員免許状更新講習連絡協議会事務局(以下「連絡協議会事務局」という。)まで提出してください。
- (5) (1) から(4) までの手続きを終えた方は、予約申込期間終了後、更新講習システムで受講登録を確認することができます。また、手続きが完了した方へ5月上旬

に「受講決定通知書」を郵送します。

- (6) 受講者が受講登録できる講習の上限は、必修講習 1 講習，選択必修講習 1 講習及び選択講習 3 講習までとします。ただし，新免許状を所持する者で，養護教諭，栄養教諭を含む複数の免許状を所持する場合，それぞれの免許状の対象職種(免許種)(教諭，養護教諭，栄養教諭)に対応した選択領域の講習をそれぞれ 3 講習登録する必要があります。

(参考) 新免許状を所持する受講者は，必修講習 1 講習，選択必修講習 1 講習を受講し，選択領域の講習については，所持する免許状の免許種(教諭，養護教諭，栄養教諭)に対応した講習を受講しなければなりません。例えば，中学校教諭免許状(家庭)と栄養教諭免許状を更新する場合は，対象職種の「教諭」と「栄養教諭」の選択領域の講習をそれぞれ 3 講習受講しなければなりません。ただし，1つの講習が「教諭，栄養教諭」の複数の対象職種に対応した講習であれば，最少で 3つの選択講習の受講をもって教諭，栄養教諭の複数の免許状の更新をすることができます。

- (7) 受講者が受講期間途中で，本制度による受講をやむを得ない事情により取りやめる場合は，その時点までに受講した受講料及び送金手数料を差し引いた金額を返金します。なお，県内受講者に限り，やむを得ない事情で取りやめた場合，受講料の返還を受けない受講者は，受講料を納めないで翌年の講習を受講できます。(平成 32 年 3 月 31 日が修了確認期限又は有効期間の満了日となる方)

## 10. 受講者基本情報登録期間

県内受講者の方は，平成 30 年 3 月 1 日(木) 13時から更新講習システムで受講者基本情報を登録してください。

## 11. 受講申込期間

- (1) 県内受講者の受講申込期間は，平成 30 年 3 月 14 日(水) 13時から 4 月 9 日(月)までとし，この期間に受講申込み及び事前調査の回答を終了してください。これらは更新講習システムで行ってください。

※ 県内受講者：受講対象者のうち教員免許状更新講習の受講申請時における当該者の免許管理者が長崎県教育委員会である者及び当該者の免許管理者が長崎県教育委員会となる予定である方を指します。

- (2) 県内受講者の人事異動に伴う変更の受講申込変更期間は，3 月 22 日(木)から 4 月 9 日(月)までとし，この期間に更新講習システムにより講習の変更手続きを行ってください。

- (3) 県外受講者の受講申込期間は，3 月 30 日(金)から 4 月 9 日(月)までとし，この期間に受講申込み及び事前調査の回答を終了してください。

※ 県外受講者：受講対象者のうち教員免許状更新講習の受講申請時における当該者の免許管理者が長崎県教育委員会以外の教育委員会である方を

指します。

- (4) 4月9日(月)限りで、更新講習システムでの受講申込み及び事前調査の回答を終了します。(厳守)
- (5) 受講料の納付期間は3月27日(火)から4月17日(火)までとします。(厳守)
- (6) 正規の受講申込書の提出期間は、人事異動等を勘案して、3月27日(火)から4月17日(火)までとします。

更新講習システムから「免許状更新講習受講申込書」をダウンロードして、校長等から受講対象者であることの証明を受けて、写真の添付、受講料を納付したことを証明する書類の添付、押印等必要事項を記入・確認の上、下記宛に送付してください。

なお、封筒の表に必ず「平成30年度教員免許状更新講習受講申込書在中」と朱書きしてください。

**【送付先】郵便番号：852-8521**

**住 所：長崎市文教町1-14**

**宛 先：長崎大学「長崎県教員免許状更新講習連絡協議会事務局」**

- (7) 更新講習システムで受講者登録を終了しても、4月17日(火)までに受講申込書の提出及び受講料の納付がない場合は、受講は認められませんので、ご注意ください。

## **12. 受講申込講習の変更**

- (1) 受講者が正規の受講申込書を提出した後に、やむを得ない事情により講習の全部若しくは一部の受講を開始前に受講申込講習を変更する場合は、所定の様式により、連絡協議会事務局に申し出てください。
- (2) (1)により変更する場合は、申出日から2週間目以降に開設される講習を、講習の定員に欠員がある場合に限り、受講することができます。

## **13. 開設講習の中止又は変更の決定**

天候の急変や事故等による不測の事態等が生じた場合は、講習開設大学等、教職員課及び連絡協議会事務局が協議の上、講習の中止又は変更を決定します。

- (1) 3月26日(月)までに開設講習の受講申込みがなかった講習は、講習を実施しません。
- (2) 3月26日(月)までに申込みのあった県南、県央及び県北会場での開設講習の受講者が7人以下の場合は、当該講習を実施しないことがあります。
- (3) 3月26日(月)までに申込みのあった上五島、五島、壱岐及び対馬会場での開設講習受講者があまりにも少数の場合は、当該講習を実施しないことがあります。
- (4) 台風等による自然災害、講師の急病等で講習を実施できなかった場合は、日程を変更して実施するか又は中止するかをその都度決定します。

なお、台風等の影響により講習を中止する場合は、講習前日の午前中までに決定し、事務局より受講者へメール及び更新講習ホームページで通知します。したがって、この際にメールが受信できるようパソコン・携帯電話等を設定しておいて下さい。

また、前日に中止のアナウンスがない場合でも、講習当日の午前6時、当該地域に「特別警報」が発令されている場合は、自動的に講習を中止します。

なお、この場合、電話等による問い合わせには応じられないので、各受講者はテレビ・ラジオ等で確認するか、下記气象台へ電話にて問い合わせを行って下さい。

・長崎地方气象台 Tel 095-811-4861

(自動応答) 095-177

(5) (1) ~ (3) により講習を中止する場合は、3月29日(木)に長崎大学ホームページの更新講習ホームページで通知します。(必ず確認してください。)

(6) (2) ~ (4) により講習を実施しない場合は、他の講習への変更を依頼しますので、変更手続きを行ってください。又、(4)により日程を変更したために受講ができなくなった受講者についても同様とします。手続き方法は、12.(1)を参照してください。

#### 14. 受講料の返還

受講料を納付した受講者がやむを得ない事情により、更新講習の全部又は一部の受講を当該講習の開始前に取りやめ、かつ、その後の更新講習を受講しないとき、当該講習の開設日の1月前までに返還の申し出があった場合には、1講習につき6,000円を返還します。

(振込み手数料を差し引いた金額となります。)

受講料の返還を希望する場合は、所定の様式により、連絡協議会事務局に提出してください。

#### 15. 遅刻及び早退

遅刻及び早退は、原則として認めません。従って、遅刻した場合及び早退した場合は、その講習の履修認定は行われません。

受講当日は、オリエンテーション開始までに、講習室に入室してください。

(講習会場等は開始30分前までに開錠します。)

#### 16. 受講及び受験

更新講習を受講する場合及び履修認定試験を受験する場合は、「受講決定通知書」(5月送付)についている受講票を持参してください。(厳守)

#### 17. 事前調査

受講者は、受講申込みをする時に事前調査に回答してください。この場合において、事

前調査に回答しなければ、受講者登録が完了したものとなりません。事前調査は、更新講習システムに従って行ってください。

## 18. 受講者評価（事後評価）

- (1) 受講者は、講習終了後1週間以内に受講者評価書に回答してください。受講者評価書に回答しない受講者には証明書を発行しません。受講者評価は、更新講習システムで行ってください。
- (2) 受講者評価の分析結果は、文部科学省へ報告することになっています。

## 19. 成績評価及び修了等の認定

- (1) 更新講習を履修し、認定試験に合格した者については、更新講習の課程の修了又は履修の認定を行います。
- (2) 成績評価の基準は、到達目標達成点を100点として、AA（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）及びD（0～59点）の評語で表し、AA、A、B及びCを合格として認定し、Dを不合格とし不認定とします。
- (3) 「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」には、講習の名称、時間数、履修認定年月日及び対象免許種（教諭、養護教諭又は栄養教諭）（対象免許種は選択必修講習及び選択講習）が記載されます。（教職員免許法施行規則別記第4号様式（第73条の3関係））

## 20. 成績評価についての開示請求

受講者は成績評価について開示請求することができます。所定の様式により連絡協議会事務局に提出してください。

## 21. 成績評価に対する不服申立て

受講者は、開示された更新講習の成績評価について疑義があるときは、不服申立てを行うことができます。

- (1) 不服申立てを行う受講者は、所定の様式に記載の上、連絡協議会事務局に提出してください。
- (2) 申立てのあった受講者へは回答書を送付しますので、通知を受けた受講者は、回答内容についての確認書を作成の上、連絡協議会事務局に提出してください。

## 22. 再受講

県内受講者で、一部の講習の成績評価が不認定だった場合は、あらためて受講料を納めないで更新期間内に再受講ができます。

- (1) 再受講を希望する受講者は、所定の様式に記載の上、連絡協議会事務局に申し出てください。



- (2) (1) により再受講する受講者は、申出日から2週間目以降に開設される講習を、講習の定員に欠員がある場合に限り、受講することができます。

### **2 3. 修了又は履修証明書の発行**

平成30年度に受講し認定を受けた講習の修了又は履修証明書は、11月下旬から12月上旬までに連絡協議会事務局からご自宅に発送いたします。

### **2 4. 修了又は履修証明書の再発行**

- (1) 連絡協議会事務局から送付された修了又は履修証明書を紛失された場合は、所定の様式を更新講習システムからダウンロードして、必要事項を記載の上、送付してください。なお、封筒の表に必ず「教員免許状更新講習（修了）（履修）証明書再発行申込書」と朱書きしてください。
- (2) 証明書の再発行に係る送料は、受講者の負担となります。必ず、切手を貼った返信用封筒を同封してください。切手料金は、簡易書留にて発送しますので、定型の場合は402円、定型外の場合は430円になります。

**【送付先】郵便番号：852-8521**

**住 所：長崎市文教町1-14**

**宛 先：長崎大学「長崎県教員免許状更新講習連絡協議会事務局」**

### **2 5. 講習実施に当たっての注意事項**

- (1) 講習に関する変更、追加連絡事項など更新講習に関する事項は、長崎大学ホームページの更新講習ホームページでお知らせしますので、必ず受講前にチェックしてください。
- (2) 駐車場はある程度は確保しますが、不足する場合も考えられますのでご承知ください。
- (3) 県立高等学校において受講される方は、上履き（下履き入れ含む）をご用意ください。